

求人情報掲載に関する規定

第1条 名称および目的

一般社団法人宮崎県理学療法士会（以下「当士会」）が提供する求人情報案内を「一般社団法人宮崎県理学療法士会求人情報提供」（以下「本求人情報」という）という。

本求人情報は、定款に定める目的（理学療法士の人格、倫理及び学術技能を研鑽し、宮崎県の理学療法の普及向上を図り、もって宮崎県民の医療・保健・福祉の増進に寄与すること）を達成するため活動の一部として宮崎県内の医療機関、介護施設等の理学療法士の求人広告を掲載するものとする。

第2条 利用方法

求人広告閲覧者は、求人広告の利用にあたって本規定の内容をすべて承諾したものとみなされます。

雇用関係の成立に向け、本求人情報に掲載された情報をもとに、当士会が掲載内容を修正・加工もしくは評価することは、職業安定法上の職業紹介にあたるため、当士会が登録情報に関する問い合わせについての対応、就業に結びつく連絡等を行わない。

第3条 求人広告閲覧者の責任

1. 求人広告閲覧者は、自らの意思によって求人広告を利用するものとします。
2. 当士会は、求人施設の仕事内容、給与、勤務時間などの労働条件についての詳細を最終的に保証するものではありません。
3. 求人広告閲覧者が求人広告の利用に起因して、第三者（求人施設・企業を含みます、以下同じ）との間で紛争等が生じた場合には、自身の責任においてこれに対処するものとし、当士会を免責するものとします。
4. 求人広告閲覧者は、求人広告の利用が、必ず転職・就職に成功する等の有効性を保証するものでないことを承諾します。

第4条 求人広告閲覧者の禁止事項

求人広告閲覧者は求人広告を利用するにあたり、次の行為をすることはできません。

- (1) 第三者または当士会に不利益を与える、またはそのおそれのある行為

- (2) 求人広告を利用した営業活動、営利を目的とする情報提供等の行為
- (3) 求人広告を通じて入手した情報を、複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用する行為
- (4) 求人広告の運営を妨げ、あるいは第三者または当士会の信用を毀損するような行為、またはそのおそれのある行為
- (5) 各種法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為

第5条 免責

1. 求人広告を利用する、または利用できないことから生じる一切の損害（精神的苦痛、求職活動の中断、またはその他の金銭的損失を含む一切の不利益）について、当士会は責任を負わないこととします。
2. 当士会は、求人広告において提供される施設の求人情報に関し、内容の最新性、完全性、正確性、有用性等について保証しないこととし、求人広告閲覧者はこれをご承諾いただき、自己の責任において利用することとします。

第6条 掲載期間

求人情報は、受付後概ね7～10日以内に掲載する。掲載期間については概ね3か月間を目安とし、延長の場合は再度申込みをする。また、求人完了等の事実が生じた場合は事業主の申し出により削除する。

第7条 掲載料金

当分の間、掲載料金は無料とする。

第8条 改廃

本規定の改廃は、当士会理事会の議決を必要とする。

(附則) 1 この規定は、平成30年7月28日から施行する。